

# 「共謀罪」法が施行

## 対象犯罪の捜査権乱用の懸念

犯罪を計画段階で処罰する「共謀罪」の趣旨を盛り込んだ改正組織犯罪処罰法が11日、施行された。対象犯罪は277に及び、犯罪実行後の処罰を原則としてきた日本の刑法体系は大きく変容する。

政府、与党は「テロ対策」を掲げて共謀罪新設の重要性を強調。野党や日弁連は捜査機関による乱用の恐れがあるとして反対していた。

政府、与党は「テロ対策」を掲げて共謀罪新設の重要性を強調。野党や日弁連は捜査機関による乱用の恐れがあるとして反対していた。

野党は「組織的犯罪集団や準備行為の定義が曖昧。一般市民が処罰される恐れがあり、社会が萎縮する」と指摘。政府は構成要件が厳格で裁判所の審査も受けるため、捜査機関が恣意的な運用をすることはできないと反論した。対象犯罪の中に、組織犯罪と関係が薄いものが含まれているとの批判も出た。

「重大犯罪の合意（共謀）」などの犯罪化を義務付けている。政府は20年東京五輪・パラリンピックに向け、テロを未然に防止するために共謀罪を新設し、条約を締結する必要があると主張。野党は「条約の目的はマフィアなどの経済的犯罪だ」と反論した。

政府は17年3月21日、組織犯罪処罰法改正案を閣議決定し、国会に提出した。自民、公明両党は参院法務委員会の採決を省略する異例の手続きで採決を強行。6月15日に参院本会議で可決、成立した。

改正法によると、共謀罪の適用対象はテロ集団や暴力団が処罰される。

「準備行為」をすれば、全員が処罰される。